

奄美地域の糖業 (V)

明治維新以降製糖企業進出期に到る変遷

萩原 茂

Studies on Sugar Industry at Amami Region (V)

— Transition of the Sugar Production-period from the Meiji Restoration to the Promotion of Sugar Corporations —

Shigeru HAGIHARA

(Laboratory of Agricultural Economics)

1. はじめに

筆者が奄美の糖業について考察を始めてから既に可成りの年数が経過している。最初の論考は1969年に『奄美大島の糖業—「変革過程について」—若干の考察』と題して印刷に付したものである。

当時該地域の糖業に着目した最大の理由は、奄美農業のなかで甘蔗糖業が最も大きな地位を占めていたこと。第二には復帰直後から進出し始めていた製糖資本による砂糖の製造が本格化するに従い、それまで行なわれてきていた農家による自家製糖は殆ど消滅寸前といえる状況にまで減少し、栽培過程と製造過程が分離されたことによりそれまで以上にさとうきびの栽培面積を拡大する可能性が高まってきていた。更には製造される砂糖も、その殆どが黒糖から粗糖へと転換される、という状況にあった、ということ等があった。

この小論は36ページからなるものであるが、当時の糖業の状況と粗描ではあったが明治期にまで溯りその推移を概観したものであった。本稿はその大方をこの小著を下敷きにしながらか前著の欠陥を補うことを主たる目的とするものである。

2. 明治維新直後の変動

明治維新直後において、奄美大島本島で行なわれていた洋式白糖工場が廃止のやむなきに至ったことについて、筆者は「奄美地域の糖業 (IV)」³⁾ で述べておいたが、当地域の住民が直接的に関与していたのは黒糖の製造とその販売であった。維新の激動は、この問題に如何なる形で波及していったかについて、

その特徴点と思われることをみてみよう。

まず明治4年の廃藩置県後それまでの藩による黒糖の専売制の廃止をめぐることは藩政期に劣らず種々の軋轢を生じたことである。

明治政府が奄美地域の砂糖の「勝手〔自由〕売買さし許し」を鹿児島はじめ全国に通達したのは明治6年3月10日のことであったが、鹿児島県はそれに先立つ明治5年に藩政時代を引継ぐ形の専売制度を存続させるために「大島商社」という流通過程独占の会社に衣替えしたのである。

時の中央政府の政策に反して、このような商社をつくり、黒糖販売による利益をこれまで通り独占しようとした主要な理由は、廃藩置県にともなう秩禄処分は、特に戊辰戦争にも参加した鹿児島城下士にとっては生活基盤の喪失をも意味するものであったと考えられることから、彼等の不満の宥和策として考えられ、更にはまた黒糖専売制下で従来その取引に関与してきていた鹿児島商人も、その特権をこれまで通り保持したいという願望等に発するものであったといえよう⁷⁾³⁶⁾⁵¹⁾⁵²⁾。

大島商社の実態及び専売制度の継承にたいする反対運動等については『大島郡ノ来歴』⁴²⁾、『南島探験』⁵³⁾に基づく『名瀬市誌 (中)』³⁷⁾に詳述されているので、ここでは論及しないが、大島商社が引続き独占することによって生ずるところの利益が如何程のものであったかについて若干述べるにとどめたい。

天保の改革 (第二次三島砂糖惣買入制) について「奄美地域の糖業 (II)」⁵⁾の中で述べたが、それが藩の財政に如何なる影響をもたらしたものかについて、結論的なことを簡単にみておきたい。

薩摩藩天保改革の立役者であった調所広郷（通称笑左衛門・天保9年には家老職へ昇進）の「財政改革由緒書」には改革後の文政2（1818）年～同12年と改革後の天保元（1830）年～同10年の大阪での黒糖の販売価格の比較が記されている。それによると、改革前後の輸出額はほぼ同一であったが、価格は前後で大きな差が見られた⁵⁴⁾。その差額は表-1に示しているように銀59040貫（金984,000両）にも上っている。さらに天保度の黒糖の平均価格を、同時期の大阪における平均米相場1升に付き銀9分6厘3毛余と比較すると、黒糖1斤は米1升2合余に当たる。これを島元における買入糖代米（3合）に比すれば約4倍に当たる。すなわち生産者価格対消費者価格の比は1対4となり、運賃その他の諸流通経費を差引いて考えても、買入糖の場合で20割以上の利益をあげたことは確実だといわれているのである²²⁾。

改革後において価格が大きく上昇した理由は、主として品質が良くなったことや販売方法が巧妙になったこと、さらには需要の増加によるものではなかったか、と述べられている⁵⁵⁾。

黒糖からの利益は薩摩藩にとって特に天保の惣買入以後は頗る大きかったが、天保の末以降になると多少減少傾向に転じたことが調所広郷の前掲「財政改革由緒書」に述べられている。それ故に同藩は内密に幕吏にはかり、さとうきびを他の諸国に繁殖させないよう幕府の干渉を請うたといわれる⁵⁶⁾。

県庁保護の「大島商社」は上述のような藩政時代の専売制度をそっくり引継いだ形のものであったので、島民の行政庁（県・大島支庁）に対する批判・攻撃等を伴ったものとして展開されたのであった。その結果「大島商社」は明治11（1878）年に解体されたのであるが、沖永良部・与論の両島の場合この専売方式の廃止は明治18年といわれている。この専売商社の廃止に伴って自由商社が簇生するのであるが市場経済の中にいきなり放り込まれた島民にとって益するところは少なく、むしろ負債を重ねるのみという状況が進行したのである。加えて新しく設立された各商社も明治14（1881）年11月に大蔵卿に就任した松方正義の下で遂行された財政政策（増税政策・デフレ政策）によるところの農産物価格・黒糖価格の急激な低落の影響をまともに受けた結果、明治16年から18年にかけて集中的に解散に追い込まれていったのである³⁸⁾⁶⁰⁾。

上述した廃藩置県後に生じた一連の経過を産糖量の推移を通じてみると以下の通りで、明治元年の

18,621,133斤を超過したのは同23年の21,350,611斤に達した時のことである。表-2は明治元年から同30年までの推移を5カ年刻みの平均で示したもので、この間の混乱振りについて、樋口弘『日本糖業史』⁹⁾はその理由として、第一には明治6年の「惣買入制度」の廃止により永年に亘る強制耕作から解放されたことから、これを忌避する気持ちが高まってきたこと、第二には同11年に事実上の勝手売買（自由売

表-1 黒糖の大坂販売価格
Table 1. Ōsaka: Sugar Price, 1819-1839

| 年次 | 黒糖1斤価銀 | 年次 | 黒糖1斤価銀 |
|--------|------------|--------|------------|
| | 匁毛 | | 匁毛 |
| 天保 元年 | 0,709,8360 | 文政 2年 | 0,746,1730 |
| 2 | 0,882,6940 | 3 | 0,540,6695 |
| 3 | 1,102,6780 | 4 | 0,541,9380 |
| 4 | 1,781,0000 | 5 | 0,721,1118 |
| 5 | 1,092,2699 | 6 | 0,868,1482 |
| 6 | 0,971,5286 | 7 | 0,750,8435 |
| 7 | 1,027,7100 | 8 | 0,773,1118 |
| 8 | 1,371,4201 | 9 | 0,715,3877 |
| 9 | 1,500,1010 | 10 | 0,693,5500 |
| 10 | 1,313,8610 | 11 | 0,632,6646 |
| 10年間平均 | 1,175余 | 12 | 0,529,8705 |
| | | 11年間平均 | 0,683廻 |

1億2000万斤代銀

文政度 81,960貫（金1,366,000両）

天保度 141,000貫（金2,350,000両）

差額 59,040貫（金984,000両）

出所：芳即正『調所広郷』p. 112より

表-2 明治前期における産糖量の推移
Table 2. Sugar Production, 1868-1897

| 年次 | 産糖量 | 同比率 |
|---------------------------|--------------|-------|
| 1868~'72(平均) (明治元年~5年) | 15,534,062.4 | 100 |
| '73~'77 (同6~10) | 12,745,696.2 | 82.0 |
| '78~'82 (同11~15) | 11,439,311.8 | 73.6 |
| '83~'87 (同16~20) | 10,079,855.4 | 64.9 |
| '88~'92 (同21~25) | 16,973,581.4 | 109.3 |
| '93~'97 (同26~30) | 16,839,122.6 | 108.4 |

大山麟五郎「明治前期経済をめぐって—奄美経済における廃藩置県と民権運動—」名瀬市誌（中）. p. 82-83より作成

買)が可能になると、物々交換が支配的で貨幣経済になれていなかった大部分の農民が前借という形等の多額の、しかも高利の負債に悩まされるに至る。その結果、所有家屋地所等も殆ど抵当に入り自暴自棄の状況に陥り、さとうきび畑も荒れるがままに任せたということ、これが栽培面積の著しい減少傾向はみられなかったと推測されるにもかかわらず産糖量が大きく低下した理由であろうと述べている。

3. 栽培面積、産糖量等の推移とその要因

奄美地域における幕末から明治初期にかけてのさとうきびの作付面積は詳らかでないが、薩摩藩がさとうきびを作付させるべき耕地として決めていたところの、いわゆる定地は奄美大島本島の2,420町歩を頭に諸島合計5,276町歩であった。しかし実際の作付はこれを可なり下回っていたといわれている³⁴⁾。

そこで『奄美史談』¹⁾によって、この面積を推測してみると、明治2(1869)年の産糖量は21,602,550斤で、安政年間(1854-1859)の1畝(1アール)当り産糖量は42斤(大島本島の平均)であったと述べられている。両者の年次が一致しないので極めて大雑把な推計ではあるが、これによると作付面積は5,143,5町歩となり、定地を若干下回った程度の作付であったということになる。

明治11年5月に黒糖の自由売買が許可され、続いて同15年12月から16年11月まで大島郡地租改正で地価を定める³⁵⁾等の経過を経て同16年からさとうきびの作付統計が出てくる。それ以前の時期の作付状況については表-2で示した産糖量、定地との関連で上述した推定作付面積、乃至前述した樋口弘の「栽培面積の著しい減少傾向はみられなかった、と推測される」と述べられていること等を参考にしない。

衰退してきているなかでも、明治14(1881)年に開催された内国博覧会には大島からも砂糖が出品されている。その中で伊子茂村の西能永通は、従来白糖の製造は中止されていたとされていたにもかかわらず、旧式製法によると考えられる白糖を出している。この白糖については「甘味醇厚ニシテ結晶粗大ナリ。且ツ粘土ヲ用イテ糖蜜ヲ分離セシムルハ一種ノ製法ニ属ス。天恵地福ノ厚キニ因ルト雖モ亦多年ノ経験に出ツ更ニカヲ糖業ノ改良ニ尽サバ海内無比ノ良品ヲ出スニ至ラン、其勉勵頗ル嘉スヘシ」¹⁴⁾と評価された。

筆者は「奄美地域の糖業(IV)」⁶⁾で奄美における旧

式白糖の製造が幕末まで製造し続けられたと考えられること、しかしその製法は不明であり、中国での製法から類推するほかはないとして、その製法を紹介しておいた。また讃岐における初期の白糖製法は中国式の泥土脱色法を真似たものであったと述べてはおいたが、奄美の場合は類推の域に留めたままであったが、上述の粘土を用いて糖蜜を分離するとあるのは、明らかに中国福建省の製糖法を記した『弘治興化府志』(1503)に端を発したものであると考えられるのである。

図-1は16年以降の作付面積の推移を示したものであるが、明治元年の産糖量18,621,133斤を超したのは同23年に21,350,611斤に達したときのことである³⁹⁾。転機をもたらした要因としてあげられているのは、明治18年10月に支庁長として赴任した新納中三の尽力によるところが大きかった、ということである。

支庁長は明治19年の夏に島司と名称が改められ、新納は同19年12月には時の県令から辞職させられているので、在任期間は僅か1年を少し上回ったぐらいでしかなかったが、島民の信頼感を集めるのに成功したことが、新しい仕組みのなかでの糖業発展の契機となったといえよう。新納については前掲、大山麟五郎の論稿において詳述されているが、そのなかに郡民は彼のなかに従来からの県の派遣官吏とは全く違った人間を発見することになり、やがて島民は新納を慈父のごとく慕うようになった。それは着任後、島々を隈無く踏査し、産業や経済の状態、島民の惨状等を見聞し、人材の発掘に努力し、製糖技術面のみならず、従来から縁故の深かった商人を排斥するとか、金利を下げる、或いは砂糖の売買において極端な騰貴や下落をなくするようなことを施策に移したこと等によるものであった⁴⁰⁾。なお、名瀬市誌(上)年表の明治19年11月の項に大島郡に糖業改良資金10万円交付(勸業)とあるように、政府から勸業資金を借り入れることによって、これらの事業も行なわれたのである⁴¹⁾。大島郡の糖業振興についてはそれ以前から始められていて15~16年には農商務省から宮里正静他1名を名瀬に派遣し製糖試験を行っており、16年8月には地元からの改良試験場設立の要請に答えて試験伝授所の開設が採用される等のがみられたが、新納支庁長の登場は一つの画期をなすものであったといえる。その時代背景としては明治13,4年来の不況も漸く回復の兆がみえはじめ10年以内の産業の不振状況から脱却を図ろうとして新

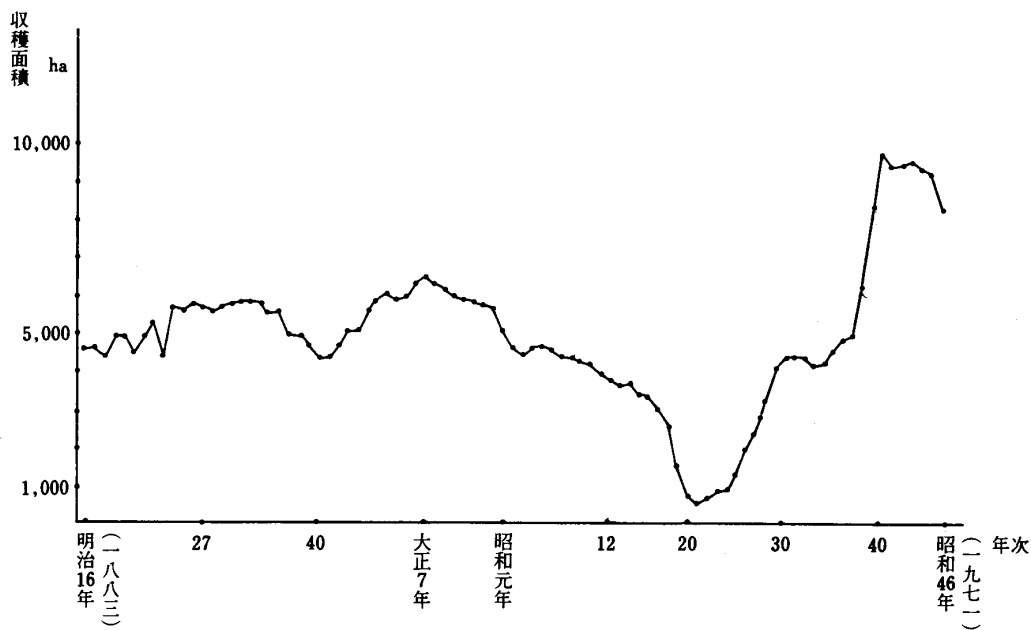


図-1 さとうきび収穫面積の推移

Fig. 1. Harvested Area Sugar-cane, 1883-1971

注：明治16 (1883) 年-25 (1892) 年「鹿児島県勸業年報」, 同26 (1893)-大正14 (1925) 年「鹿児島県統計書」, ただし大正6・7・12・13年は記載されていないので「奄美大島糖業の記録」(1938)による。昭和期は鹿児島県農政部「南西諸島の糖業」, 同「さとうきび及び甘蔗糖生産実績」による。

たな振興策の樹立が要請されてきていたということがあった。20年4月には大島郡糖業組合が結成され¹⁸⁾, 各商社の倒産後販売面で問題が生じていたため新しく大阪砂糖売捌所も同年に設ける等が行われている¹⁵⁾。しかしながら県令に基づく大島郡糖業組合は商社を利し郡民の自由を束縛する圧制なりとして, 郡民の嫌忌する所となり, 全く実行出来なかったといわれている⁴⁹⁾。

このような経過のなかで一応は藩政期の水準まで回復したと考えられる奄美の糖業ではあるが, 程無く新しい難題が押し寄せてきたのである。その一つは沖縄における斯業の発展である。

「明治中期以降糖業の盛衰は単なる培養・製法の内部改善の外に内外需給関係に左右される所となってきた。即ち輸入外糖の圧迫沖縄糖の進出が夫で……沖縄産糖に対しては27年に於ける大阪競売落札相場に就いてみるも……漸次同県糖より低落の傾向にあり…」¹⁶⁾, という状況が見られるに到ったのである。丁度この時期に登場してきたのが, 加納農政として有名な加納久宜鹿児島県知事 (明治27~33年) である。

加納の知事就任を契機として明治31年 (1898) に郡農会並びに村農会が組織され, その後同34年砂糖同業組合が組織されている。引続き35年には大島糖業模範場が設置されて, 甘蔗の栽培, 製糖の方法を改良し, 糖業練習生の養成に努め, 更に同40年には糖業改良事務局出張所が設置されて, これを継承している。砂糖の販売面では大島郡を一円とする大島郡販売組合が同40年に設立されたのである⁵⁰⁾。

加納は島庁に第三課, 即ち勸業課を設置せしめ, 警察課長を以て其課長とし, 各戸長を方農会長に, 勸業委員を農会幹事に, 村会議員を農会議員たらしむの諸項に亘り, その持説たる勸業干渉主義, 保護政策等の励行を期した¹⁷⁾, といわれる。干渉政策, 保護政策の内容は次のようなものであった。

即ち「…明治34年より甘蔗栽培, 砂糖製造及其検査ノ方法モ一定シ……」とあるが, その検査について水稻の場合をみると「県ハ明治39年ヨリ害虫駆除予防規則発布セラレ, 同時ニ稻ノ改良種, 苗代ノ短冊形ヲ施行セシムルニ当たり, 農民ニ於テ一時諸規則ニ違反スル者多ク, 本島 (徳之島) 四ヶ方ニテ2千3百余人ニ及ビ, 徳之島分署モ大ニ繁雑ヲ極メタ

ルコトモアリ……」²⁾と述べられている。糖業についてはふれられていないが、前述した新納支庁長(島司)の時、減少していたさとうきび栽培面積を回復するために「……19年より舊藩制に倣い、甘蔗畑を人口に配当し、年々増植して明治21年には必ず藩政時代の収穫に劣らざる糖額を得るに至るべきを期するに至った。」¹⁹⁾と述べてあることからして、それ以前からも上からの干渉があったことが推測される。明治30年前後の作付面積が明治期において最高を示しているが、このことは干渉主義に加えて、製糖模範事業、製糖練習生の養成、巡回講話、改良者賞与等の改良政策の所産といえるであろう²⁰⁾。

このように積極的ともいえる施策が講ぜられたにもかかわらず、明治40年前後の作付面積は減少している。その一つの原因と考えられるのは先にも述べた沖縄における砂糖(含蜜糖)生産の発展である。この時期の沖縄県における砂糖生産の推移を示したのが表-3である。当時沖縄県では含蜜糖の生産だけであったが、生産量が著しく増加してきていたのである。さらに台湾でもこの時期は糖業の発展期に当たるが、ここで生産されていた含蜜糖は赤糖であったことと、なによりもその発展の方向が分蜜糖の生産であったことから、大島の糖業にとっては直接的な脅威とまではなっていなかったであろう。

作付面積が明治以降最大のピークを示したのは大正7(1918)年であるが、これは第一次世界大戦によってもたらされたものである。「大正3年に始まる第一次世界大戦は、砂糖の需給に至大の影響をもたらすことになって、生産は低落し、砂糖に対する需

要は強く、糖価は砂糖飢饉の呼声にふさわしく、大正4年封度当り4.7セント程度から上昇の一途を辿り、大正8年には14.7セントに暴騰した。この世界的糖価の暴騰はわが国をもその枠外におくものではなく、大阪精糖相場は大正3年の19円20銭の最低価格から大正8年には最高64円に暴騰し、国民生活を脅かすものとして朝野の注目する所となった」⁹⁾。

これを奄美の黒糖についてみたのが表-4であり、また鹿児島県統計書によると黒糖1斤当たり価格は、大正3年34銭7厘であったのが同9年には1円4銭となっている。世界大戦による国際糖価の暴騰に伴って生じた作付面積の増加も、事柄の性質上一時的な現象でしかなかった。それ以降世界的な産糖量の増加(1919~20年の甘蔗糖生産量12,227千トン29~30年18,154千トン)、或いはキューバ糖相場にみられる世界的な糖価の低落(1923年期千トン当たり5,240セント、31年期1,329セント)⁴⁾、加えて沖縄産糖に押され気味で作付面積は減少の一途をたどった。

産糖量の増加とそれに基づく価格の下落について若干敷衍してみよう。「第一次世界大戦直後に生じた高価格は、著しく生産を刺激した。これは、なんらの戦禍も受けず、加えて改良された栽培技術と多収量の新甘蔗品種に恵まれて、この当時発展の条件が備わっていた甘蔗糖国で出現した。1920年代の中頃から、非常に増加した生産は消費を上回り始めて、価格はそのために低落した。価格の低下傾向は不景気の時代中続いて、1930年代の初めに生産の著しい低下を来した。1935年頃からの需要増による価格の立直りは、経済の好転につれて生産の上昇を刺激したが、その後第二次世界大戦によって抑制されたのである」²⁷⁾。

表-3 沖縄県砂糖生産高累年統計

Table 3. Okinawa prefecture: Sugar Output, 1901-1913

| 年 度 | 含蜜糖生産高 | 比 率 |
|-------------|-------------|-------|
| 明治34年(1901) | 25,290,000斤 | 1 0 0 |
| 35 | 41,763,091 | 1 6 5 |
| 36 | 46,198,903 | 1 8 3 |
| 37 | 38,393,165 | 1 5 2 |
| 38 | 35,651,038 | 1 4 1 |
| 39 | 35,453,830 | 1 4 0 |
| 40 | 37,320,739 | 1 4 8 |
| 41 | 54,546,623 | 2 1 6 |
| 42 | 59,303,883 | 2 3 4 |
| 43 | 54,319,252 | 2 1 5 |
| 44 | 56,397,540 | 2 2 3 |
| 大正 1 | 64,291,168 | 2 5 4 |
| 2(1913) | 79,774,601 | 3 1 5 |

沖縄県糖業要覧(1934年)

比率:明治34年=100

表-4 砂糖100斤当たり価格

Table 4. Sugar price per 100kin (132.31bs)

| 年 度 | | 単 位: 円 |
|---------------|--|--------|
| | | 価 格 |
| 大正 4 年 (1915) | | 6.46 |
| 5 | | 6.73 |
| 6 | | 7.56 |
| 7 | | 7.95 |
| 8 | | 10.73 |
| 9 | | 16.69 |
| 1 0 | | 8.79 |
| 1 1 | | 10.39 |
| 1 2 | | 16.09 |
| 1 3 | | 11.27 |

大島栄「大島々治概要附振興策」(1926)

奄美では第二次世界大戦に突入するに及んで、何よりも主食用作物が重視されるようになった結果、ここでの黒糖生産は全く昔日の面影を失ってしまったのである。戦後の一時期、日本は全国的に砂糖不足の状態にあり糖価が騰貴していたので、当時米軍の施政権下にあった奄美郡島から黒糖が本土へ向けて密かに販売されるということも屢々みられ、復興への道を辿り始めたものではあったが、それまでの含蜜糖（黒糖）生産から分蜜糖の生産へと転換しながら昔日をはるかに凌駕する勢いをもって発展してきたのは昭和30年代後半期に入ってからのことである。

4. 生産力要因における糖変化

(1) 単収の推移

図-2は明治26年以降のさとうきびの単位面積当たりの収量を示したものである。明治期の収量の推移は極めて不十分にしか示すことが出来なかったし、また大正期も11~13年が欠けているが、明治期は別として大正末から昭和初期にかけてと、第二次世界大戦の激化から戦後にかけての期間に著しい低下がみられる。

さとうきびの収量は気象条件によって影響を受けないということではないが、他作物と比較して気象災害にたいしては抵抗力が大であること、並びにこの時期における単収の低下が単年度のものでなく傾向的であったことを示しており、それは前述した作付面積の減少と同様に糖価の低落、乃至戦時下の統

制経済という社会的要因に基づくものであったといえる。

二回の大きな単位収量の減少は長期に亘れば、それまでの技術面における改良の努力を全く無にするに等しいようなことにもなりかねなかったのである。

ここで技術面での施策について若干振り返ってみよう。

前述した明治40年開設の政府直轄の糖業改良事務局出張所が同44年に廃止されたのに伴って翌年45(1912)年4月に県立の糖業試験場を開設している。この糖業試験場も大正13(1924)年3月で廃止され、4月からは県立の糖業講習所が開設されている。講習所時代も栽培並びに製糖に関する試験等は続行されたが、昭和10(1935)年4月からは昭和5年7月から設立されていた鹿児島県農事試験場米麦原種場と合併して県立農事試験場大島分場と改称されたが、分場には農業・糖業の二部が置かれていたので以前からの糖業改良に関わる事業は継続されたのである。農商務省管轄の大島糖業模範農場(1902)に端を発し、敗戦時、1945年の県立農事試験場大島分場と称された期間において行なわれた糖業に関する試験研究・農家に対する普及改良面での役割等について詳しく論及できないが、糖業試験場開設後は栽培(品種間比較含めて)と製糖に関する試験、優良種苗の配布・糖業研究生及び伝習生の養成、或は技術員の養成等が行なわれた²⁰⁾²¹⁾。

試験場でのこれらの事業は可なり長期に亘るもの

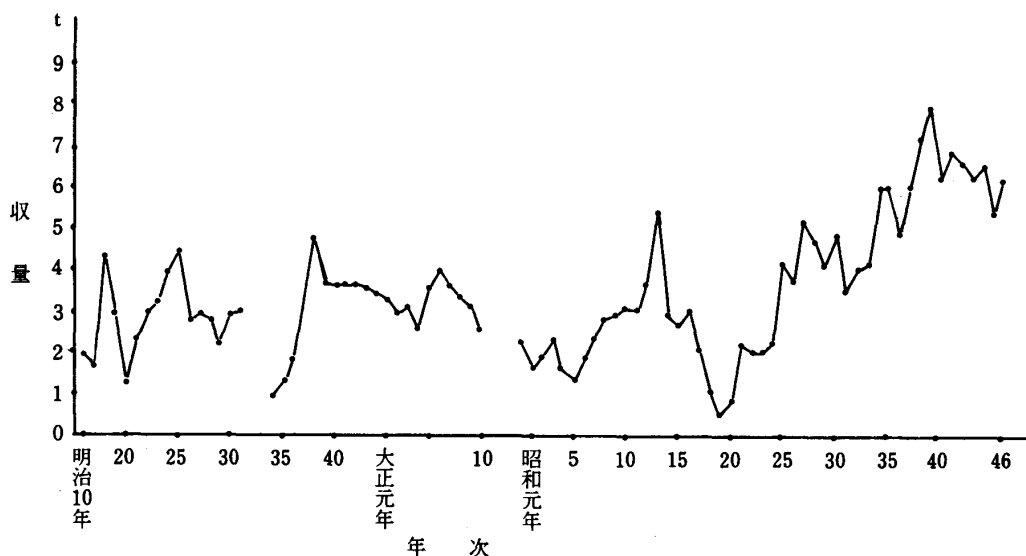


図-2 さとうきび単収 (10a 当たり)

Fig. 2. Sugar-cane Yield per 10a, 1883-1971 単位: Ton

注: 明治・大正期は鹿児島県勸業年報, 鹿児島県統計書, 鹿児島県大島郡統計書
昭和期は鹿児島県農政部「南西諸島の糖業」による

であるが、単収の増加として現われなかったことを図-2は示している。明治20年頃から以降殆ど同一水準を上下し、極めて停滞的であったといえよう。ただし個別農家としては昭和30年代後半の平均水準まで達したのもみられた。昭和5年の調査報告に「大島ニ於テハ反当平均六千斤〔3.6トン〕、最高一万三千斤〔7.8トン〕ナリ」⁵⁷⁾とも述べられていることから個々の農家の置かれた条件如何によるところが大きかったと推測される。

筆者は「奄美大島農地制度論」³⁾のなかで、ここに於ける豪農経営の崩壊と地主制度の形成並びに農地改革等について論じたが、借金奴隷ともいわれた系譜に繋がる小作農民には主体的な面、資金・技術的な面でも対応し得なかったということが考えられるのである。奄美地域の戦後処理は本土におくれたことにより、農地改革も大きく変質してしまったのであるが、復帰後に適用されることとなった農地法により従来の地主勢力を漸次衰退せしめた。更に製糖資本の進出・農業協同組合の再建整備等は商人資本（往々にして地主と同一人格）をもさとうきび生産農民との直接的な関係から閉めだしていった、ということが戦前過程との大きな相違点といえよう。内部的にはこのように生産流通を通じた諸関係の変化が単収の増加を可能ならしめる条件として働いたといえよう。更に加えて有利な価格条件が形成されてきていたということがある。

「砂糖生産の近代の最後の第三期は1945年に始まり今日に至る期間で、この商品の歴史中で最大の発展がみられ、世界の生産量は1945～46年度の1,800万トンから近年における優に5000万トン以上に上昇した……。この過程の背後における主力は世界経済一般の発展であった。生活程度の高度化につれて砂糖消費の増大が起こった。第二次大戦後に一般化した高糖価は、明らかにヨーロッパやその他の主産地における生産の回復と増大を促進した。1950～51年度と1956～57年度における高糖価の再現もまたそれに効果があった。1960年以後には、米国におけるキューバ糖の置換とその社会主義国への吸収に起因する世界市場の一大再調整によって生産はさらに促進された」。さらに「政府や政府間の干渉の施策は、個々の国や地域における発展の様相に大きな影響を与えた。恐らく従前において砂糖の生産や販売がこのように多数の統制下に置かれたことはなかったであろうし、また恐らく現在は、国家が何らかの方法によってその国の砂糖の生産や輸出あるいは輸入の決定につい

て干渉しない国は世界中に残っていないであろう。これらの干渉は、単なる財政上の調整から嚴重な生産及び取引統制にわたり、また生産物に対する課税から補助金交付にわたるものである」²⁸⁾。というように当時の砂糖をめぐる国際的状況が述べられている。

奄美地域の糖業は上述の国際的砂糖事情を背景とした糖業に対する国の施策が発展の規定的要因となってきたといえよう。以下の諸施策はこのことを端的に示しているといえよう。

昭和34（1959）年に甘味資源自給力総合対策が打ち出されて以降の栽培面積及び単収の増加は著しく、また製糖資本の動きも活発化し、工場能力にも質的变化（黒糖＝含蜜糖から分蜜糖の製造へと転換）がもたらされた。更に粗糖の輸入自由化（38年8月）以後成立した甘味資源特別措置法（39年3月）、砂糖の価格安定等に関する法律（40年6月）等がそれである。甘味資源特別措置法では第四条において生産地域を指定し、その第三項でその指定地域で生産される甘味資源の数量が国内産糖の製造事業を安定的に成立させるために必要な数量が確保されることを前提条件としたものとしている。また砂糖の価格安定等に関する法律は、その第三条で国内産糖合理化目標価格を定めなければならないことを規定している。

これらの法的措置は輸入自由化の下で国内産糖を保護するというプラスの面があると同時に、外国産に対抗するためには何よりも生産性の向上が必須の条件であるとしたものであったので、さとうきびの生産者価格に関して問題が生じたこと、また地域指定をうけられなかったところでは糖業が大きく衰退乃至消滅するというマイナス面も伴うものとなったのである。加えて40年代前半の高度経済成長期は奄美地域からの労働力流出も激しくなり、さとうきび栽培面積の頭打ち、乃至縮小の傾向、永年株出面積の増加がみられるようになった。以上のように単位面積当たりの収量は価格の騰落、政策的な措置等と深くかかわっているのである。

(2) 肥 料

表-5からも推測できるように、さとうきび栽培に化学肥料が多く施用されるようになり、それが昭和35年以降にみられる単収増加の一因となっていると考えられるので、さとうきびを含めた作物にたいする施肥の実態について若干ふりかえってみよう。

大正5（1916）年の名瀬村調査報告に「農家ガ其ノ田畑ニ施ス肥料ハ殆ド無意識ニ習慣上為ス位ノ

表-5 主要購入肥料
Table 5. Major Fertilizers

(単位: kg)

| | 硫 安 | 尿 素 | 石灰窒素 | 過 石 | 熔 磷 | 硫 加 | 塩 加 | 複合化成類 | 油 粕 | 計 |
|------------|-----------|-----------|--------|---------|---------|---------|--------|--------------------|--------|---------------------|
| 昭和30 | 2,141,250 | 29,812 | 83,812 | 313,125 | 18,750 | 750 | 29,250 | 2,665,125 (100) | 750 | 5,282,624 (100) |
| 32 | 3,707,441 | 139,646 | 44,965 | 246,114 | 8,250 | 60,000 | 42,152 | 3,785,602 | 2,520 | 8,036,690 (152) |
| 37. 1月調 | 4,291,140 | 590,265 | 44,685 | 106,920 | 91,635 | 36,700 | 39,560 | 6,704,905 | 9,980 | 11,915,790 (226) |
| 41. 3月調 | 5,505,440 | 2,350,320 | 92,600 | 53,740 | 337,950 | 1,300 | 24,030 | 9,221,835 | 16,925 | 17,604,140 (333) |
| 42. 3月調 | 5,129,480 | 2,261,620 | 61,480 | 16,400 | 659,620 | 850,500 | 9,890 | 8,759,950 (329) | | 17,748,940 (336) |

大島支庁「奄美大島の概況・奄美群島の概況」

モノニシテ其作物ト肥料ノ種類ノ如キ意ニ介スル事ナク……本村ノ如キ農業ノ発達セザル地方ニアリテハ殆ド金肥ヲ使用スル事、施肥量ノ如キ甚ダ明瞭ヲ欠キ居ルニ付キ……」²³⁾という状況であったが、島庁はさとうきび作の肥料として「堆肥又ハ厩肥三百貫乃至五百貫、骨粉又ハ過磷酸石灰六貫乃至十二貫、緑肥、大豆ヲ用イル時ハ五升乃至七升五合」²⁴⁾の施肥を奨励していた。しかし農家が実施していたのは以下にみるように、これには遥かに及ばないものであった。また「三年蔗ハ常ニ無肥料ニシテ手入モ亦充分ナサザル為メ……」²⁵⁾というような状態にあったと述べている。

大正13年の加計呂麻島、実久村の状況について「肥料ノ観念多少アリト雖モ尚無肥料ニテ栽培セル者多シ」¹⁰⁾と述べられているが、これは当時「近年糖価思ハシカラザル結果必ズシモ甘蔗作中心トナラズ」¹¹⁾という事情もあり、輪作体系の中に小豆、甘藷、麦等が入っていたので、例え、さとうきび作は荒らし作りに近いものであったとしても、全く無肥料状態での栽培とはいえなかったであろう。

昭和5年の大和村甘蔗調査に「……土地瘠薄ニシテ地力ハ年々衰フルノミニシテ……地力増進ノ法ヲ講ズルニ非ズシテ、容易ニ得ラレルル人糞尿ト少量ノ厩肥位ノモノナリ」⁵⁸⁾とある。又同年の笠利村の調査報告には「農業原始的ニシテ振ルハズ、肥料ノ種類及ビ施肥量モ少ナク……金肥ニテ用イラレイルノハ大豆粕、硫酸アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰、配合肥料等ナリ」、自給肥料としては「最近緑肥作物ノ栽培ガ盛ニ行ハル……蘇鉄ノ葉、木ノ葉(主ニ水田)、人糞尿、籾殻、ホンダワラ、其ノ他海

藻、荳類ノ茎根等ナリ」⁵⁹⁾。更に昭和12年の三方村(現在は名瀬市内)調査報告にも次のように、「一般ニ使用サレルモノハ堆肥、蘇鉄葉、草木灰、人糞尿等デアリ、又暴風ノ際海辺ニ打チ寄セラレル海草類モ利用サレテ居ル。豆粕ソノ他金肥ガ使用サレタノハ極ク最近ノ事デ金肥ハ主トシテ甘蔗栽培、或ハ販売ニ利多キ名瀬町ニ近イ浦上附近デノ蔬菜栽培ニ用イラレテ居ル様デアル……本村農家ハ一般ニ肥料ノ価値ヲ意識シテイナイ。人糞尿ガ主体トナリ肥料即人糞尿ノ如キ観念ヲ有シテイル」²⁹⁾と述べられている。

上述の状態は本土への復帰後まで及んでいたと考えられる。復帰直後の肥料については「基肥や追肥としての化学肥料の施用も充分ではないし、第一農家では肥料資金に事欠くというのが実態である。今年植付には、来年度の砂糖を先売りして肥料と交換している農家も多い。しかもその計算は島によっては月10%内外の利息計算を行なっている。……施用する堆肥が少ないというのも農家には堆肥の材料が欠乏していることによる。甘蔗の搾汁カスは砂糖を煮る為の燃料にしたり、家計の燃料にしてしまう場合が多い。稲藁は稲作が少ない為に堆肥材料にする訳にはいかない。草地もそれほど多くない」という調査報告¹²⁾がみられるのである。

その後といえども自給肥料(有機質肥料)の欠乏状態はさとうきびモノカルチュア化が進展する中でそれまでの輪作体系が壊され、或はさとうきび作付用地として耕地開発が行なわれたこと等からみて殆ど改善される余地はなかったであろう。この間において、さとうきびの単収増加を可能にしたのは化学肥料の増施によるものと推測される。表-5は12年

間に主要購入肥料が3倍以上にも伸びていることを示している(ただし購入肥料は全作物のものである)。このように化学肥料の多投を可能にした一因として耐風性の強いさとうきび品種NC O310の全面的普及がみられたことが指摘されている。

(3) 農業機械

さとうきびの栽培には最近に到るまで主として鋤・鎌が用いられ、畜力の利用も極めて稀であった。

「本村ニ於テ使用セラレル農具ハ甚ダ幼稚デアリ……牛馬飼養頭数少ナク農耕ニ畜力ヲ利用ヲスルコト甚ダ少ナイノハ農業経営上一大欠陥デアル」³⁰⁾といわれた昭和12年頃の状況が昭和35年頃まで続いた。さとうきびの栽培にもう一つの変化をもたらしたのは農業機械の導入であるが、そのなかで最も著しいのは動力耕耘機である。昭和30年の1台から35年には66台、40年1,907台、41年2,449台へと急速に増えたのである¹³⁾。

当時の農業機械は主として耕耘機であった。耕耘機の導入とさとうきび栽培における労働の関係を農林省鹿児島統計調査事務所のさとうきび生産費調査の結果からみると、調査件数が少ないことや、正確さの点で問題があったことにも一因があったであろうが、耕耘機の導入は労働の減少とは必ずしも結びついていない。

その理由を考えるに、奄美地域のさとうきび作農家1戸当たりのさとうきび作付面積は51アール、そのなかでも総作付面積の42%を占め文字どおり「キビの島」と化している徳之島でも58アールにすぎないこと、しかもさとうきびは通常3回乃至4回収穫したのち更新するから、毎年この作付面積を3乃至4等分した分を更新すると20アール以下になる。しかも耕耘機が整地、培土等極めて限られた作業にしか使用できないことからみて労力不足対策として或は省力化策としてそれほど効を奏しえないということであろう。また二つにはこの調査には町や製糖会社のホイルトラクターによる耕起、整地等の作業が反映されていないということでもであろう。例えば徳之島町にはホイルトラクターが4台(うち2台は町、2台は会社の所有)があるが、現在農家の要望に応じきれないような状況にある(ホイルトラクターの能率は区画の大きい畑での耕起(更新の際の耕起)に1時間に10アールを上回っており、碎土・畝立はその約半分の時間)。さらに所要労働のほぼ半分を占めている収穫労働(総労働に占める収穫労働の割合は夏植56.9%春植47.3%株出76.9%)が殆ど機械化さ

れていない⁴⁵⁾ということが機械化による労働生産性の向上を阻んでいるといえる。

ともあれ動力耕耘機、ホイルトラクター、さらには脱葉機の開発そしてこれらの機械類の組合わせによるさとうきび栽培における労働生産性の向上が期待されている。しかしながら圃場条件は機械の導入を全面的に受け入れられるほどまでに至っていない。徳之島町の場合畑面積の4乃至5割位しか機械を入れられないし、また3割位は運搬車が入らないような現状である(注4)。

(4) 製糖圧搾機

ここでは主として大型製糖工場進出以前の製糖場の搾汁過程の変遷に限ってみていきたい。

名瀬村農会々則に「製糖器械ハ従来石造ナリシヲ鉄製トナシ製糖小屋ハ従来各個人別々ニ有シ居リシヲ共同製糖場ヲ設置シテ優良ノ器械ヲ使用セン事」²⁶⁾とあるように明治末から大正初期にかけて、それまでの石輪車の圧搾機から鉄輪車へと変わっていった。それがこの時期にみられた改良であった。

表-6は明治16年以降の製糖場の種類別乃至各島別の推移を、表-7は復帰当時における各町村別の種類別製糖場を示したものである。このように畜力利用の製糖場が多かったこと、水力利用の製糖場は大島本島に集中的に存在していたのであるが、牛車は畜力利用の搾車のことで、牛の利用が大方であったからで、喜界島のように馬の飼養が多かった所では馬の使役が一般的であった。最初に動力が利用された年次ははっきりしないが、昭和12年に三方村(現名瀬市)には次のように2つの動力製糖場が設置されていた。動力製糖場は「小宿及名瀬勝ノ2カ所アル。之ハ郡内各地水車ヲ以テシテハ作業能率ノ上ラヌ製糖ノ盛ナル部落ニ対シ国庫支出ニヨル大島糖業助成金ニ依リ動力ナル発動機及其ノ他ノ製糖器ノ補助ヲウケテ設立シタルヲ云ウ。本村ニ於テハコノ2カ所以外ノ部落ハ水車デ十分デアル……」³¹⁾と述べられていることからして、その前後から奄美全域に導入されるようになったものであろう。

とにかく終戦前の動力製糖所は7~10屯程度のものが町村にいくらもなかった、というのが実情であった(注5)。

復帰当時は表-7にみられるように琉球政府の助成によって15屯或は25屯の動力工場が設置されており、10屯未満の小型動力工場もかなりみられるようになっていたが、大多数は依然として畜力による圧搾を行っており製糖所の施設も極めて貧弱であっ

表-6 製糖場の推移
Table 6. Number of Sugar Plants, 1883-1962

| | 搾車数 | 各島別牛車数 | | | | | | |
|---------------|-------|---------------|----------|-----------|-------|-----|-----------|----------|
| | | うち 牛車 | うち 水車 | 大島 | 徳之島 | 喜界島 | 沖永良 部島 | 与論島 |
| 明治16 (1883) 年 | 7,126 | 6,574 | 552 | | | | | |
| 17 | 7,190 | 6,638 | 552 | | | | | |
| 18 | 7,134 | 6,584 | 550 | | | | | |
| 19 | 7,200 | 6,640 | 560 | | | | | |
| 20 | 7,151 | 6,592 | 559 | | | | | |
| 21 | 6,472 | 5,963 | 509 | 2,730 | 1,459 | 495 | 975 | 304 |
| 36 | 7,203 | | ↓ | | | | | |
| 40 | 7,493 | 大島本島のみ、他島にはない | | | | | | |
| 42 | 5,874 | | | | | | | |
| 43 | 5,856 | | | | | | | |
| 44 | 5,982 | | | | | | | |
| 大正 1 | 6,043 | | | | | | | |
| 2 | 6,210 | | | | | | | |
| 3 | 6,105 | | | | | | | |
| 4 | 6,012 | | | | | | | |
| 5 | 5,882 | | | | | | | |
| 6 | 6,607 | | | | | | | |
| 7 | 6,641 | | | | | | | |
| 8 | 6,523 | | | | | | | |
| 9 | 6,678 | | | | | | | |
| 14 | 6,638 | | | | | | | |
| 昭和11 | 5,985 | 畜力 | 水力 | | | | 動力 | |
| 27 | 3,971 | 3,703 | 77 | (うち8は徳之島) | | | 191 | |
| 28 | 4,048 | 3,755 | 83 | | | | 210 | |
| 29 | 4,653 | 4,242 | 73 | (うち4は徳之島) | | | 338 | |
| 30 | 2,483 | 1,914 | 61 | (うち1は徳之島) | | | 508 | |
| 31 | 1,324 | 716 | 36 | | | | 572 | |
| 32 | 1,144 | 547 | 19 | | | | 578 | |
| 33 | 833 | 250 | 5 | | | | 578 | |
| 34 | 841 | 231 | 5 | | | | 605 | |
| 35 | 603 | 63 | — | | | | 540 | |
| 36 | | 16 | — | | | | 345 | (うち大型10) |
| 37 | | 12 | — | | | | 350 | (うち大型11) |
| 38 | | — | — | | | | 305 | (うち大型12) |
| 39 | | 4 | — | | | | 249 | (うち大型10) |
| 40 | | — | — | | | | 151 | (うち大型11) |
| 41 | | — | — | | | | 127 | (うち大型10) |
| 42 (1962) | | — | — | | | | 118 | (うち大型10) |

明治16~21年は鹿児島県勸業年報、以後昭和11年までは鹿児島県統計書、鹿児島県大島郡統計書、昭和27年以降は奄美大島の概況、奄美群島の概況による。

たようである⁴⁶⁾。

5. 製糖資本の進出による変化

製糖資本の進出は復帰後間もなくから開始されている。その端緒を開いたのは大島糖業株式会社である。

昭和29年8月横浜精糖は大島糖業会社を創立して、徳之島の平土野及び犬田布に新式50屯工場を建設し、30年1月から操業を開始し、次いで30年3月帝国物産は沖永良部島の知名町に新式30屯工場を、フジ製糖は奄美興発会社を設立し、32年2月に同島和泊町に100屯工場を完成し、操業を開始したのである⁴⁷⁾。

製糖資本が進出するにいたった背景について筆者は「熊毛地域に於ける糖業の発展(III)」⁶⁾で述べておいたが、それをかいつまんで述べると、1955(昭和30)年から砂糖の輸入方式がそれまでのリンク方式およびバーター方式から外貨割当方式に変わったこと、キューバのさとうきびや欧州の甜菜の不作による国際糖価の高騰、それが国内糖価に連動したこと、更に農林省の通達(昭和33年6月5日)には製糖会社の適正在庫を次期原料粗糖の割当て比率を決める際の基準の一つとして考慮しようとするものが含まれていた。当時は原料糖の輸入を少しでも多く割当ててもらうことが即精糖会社の利益となったので、各精糖会社はその実績づくりのために南西諸島への進出を競うことになったのである。

精糖会社の進出は上述した意図に基づくものであったといえようが、これに対する地元の対応を、大島糖業会社を例としてみてみよう。大島糖業会社は新式工場の誘致に熱心であった大島支庁並に現地の要望に応じて設立され……工場設立に際しては大島復興事業費の中から天城農協及び鹿浦農協に対し夫々525万円の補助金が交付され、両農協は自己資金

を以て新式工場を設立する能力がないため大島糖業会社に工場設立を依頼した形である。更に一工場当たり1,050万円の融資を農協を通じて受けている。謂はば大島糖業会社は農協事業を肩代りした形で生まれたもの⁴⁸⁾、という性格をもっていたのでさとうきび生産農家の組合員は農協の精糖工場というように理解していたということもあって、工場の誘致もスムーズに進んだようで、その後先鋭化したさとうきび価格問題のような難問は起きなかったのである。

ただし製糖資本の進出に対して批判的な意見が全くなかったということではなかった。例えば瀬戸内町での調査では次のような動きのあったことがわかった。それは工場の大型化に反対ではないが、当時は南方の製糖会社で働いていて引揚げてきた人々が多くいたし、また瀬戸内という地理的条件、さとうきびの集荷面からみても大資本による製糖工場より町内4.5か所に町乃至農協による中型の工場を造って、引揚者の中の経験者を活用するようにしたほうが地域住民のためにもよりベターだとするものであったが、このような意見は全く採用されなかった(注6)。

大型製糖工場の進出にたいして当時58の製糖場をかかえていた農協は次のような条件付で歓迎するという態度をとった。それは大方の農協が弱体化し、有形無実的な存在で、そうせざるをえなかった、ということでもあった。

その条件は、1、さとうきびは農協を通じて共同販売すること。2、さとうきびの価格協定には農協が参加する、代金は農協を通じて清算する。3、肥料は農協を通じて共同購入しよう、というもので、このことを大島郡農協連絡協議会(20農協)で決めたのであった³²⁾。

しかしながら、さとうきび生産者、農協、製糖会社間でこのような仕組が出来上がるまでには、かなりの紆余曲折があった。「さとうきび作は昭和41年度より完全な一元集荷の体制が整い工場の処理能力に応じた出荷体制が出来た……天城村農協」、「さとうきび集荷目標42,000トンに対し、43,986トンの成績をおさめた……41年度亀津農協」となり⁴³⁾、再建整備が課題になっていた奄美地域の全農協(16農協)が、剰余金を計上出来るまでになった昭和42年度決算の時期頃になって漸くさとうきびの生産・流通面における編成替が終ったといえよう³³⁾。

復帰後における製糖場の変革は表-6からわかるように、それまでの畜力(牛馬)、水力、小馬力によ

表-7 製糖場

Table 7. Number of Sugar Plants, 1953

| 市町村 | 25屯 | 15屯 | 小型 | 計 | 水力 | 畜力 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|----|-------|-------|
| 名瀬市 | | | 1 | 1 | | 1 | 2 |
| 三方村 | | | 6 | 6 | 14 | 26 | 46 |
| 大和村 | | | 1 | 1 | 6 | 41 | 48 |
| 宇検村 | | | 4 | 4 | 15 | 5 | 24 |
| 西方村 | | | 11 | 11 | 2 | 20 | 33 |
| 実久村 | | | 5 | 5 | 6 | 50 | 61 |
| 鎮西村 | | | 25 | 25 | 1 | 136 | 162 |
| 古仁屋町 | | | 14 | 14 | 12 | 15 | 41 |
| 住用村 | | | 3 | 3 | 9 | 7 | 19 |
| 竜郷村 | | | 14 | 14 | 7 | 36 | 57 |
| 笠利村 | | 1 | 13 | 14 | 1 | 144 | 159 |
| 喜界村 | | 2 | 7 | 9 | | 207 | 216 |
| 早町村 | | | 13 | 13 | | 100 | 113 |
| 亀津町 | | | 13 | 13 | 1 | 468 | 482 |
| 東天城村 | | | 9 | 9 | 9 | 43 | 61 |
| 天城村 | | 1 | 9 | 10 | | 350 | 360 |
| 伊仙村 | | 4 | 10 | 14 | | 877 | 891 |
| 和泊町 | 1 | | 9 | 10 | | 696 | 706 |
| 知名町 | | | 7 | 7 | | 532 | 539 |
| 与論村 | | | 7 | 7 | | 354 | 361 |
| 合計 | 1 | 8 | 181 | 190 | 83 | 4,108 | 4,381 |

農林省振興局「奄美群島の糖業事情」p. 65

(昭和28年(1953)11月30日調査)

る家内工業的なものから近代的（資本主義的）工業生産へと面目を一新してしまった。

大型製糖工業への移行の過程で問題となったのは既存工場の廃止に関してであった。復帰後多くの小型の動力製糖場が設立され、畜力、水力の製糖場は整理されていったのである。表-8及び9から補助

を受けて設立された工場の内容がわかるが、その中で15トン未満工場で復帰後国庫補助を受けて設立されていた工場は60を越えている。これらの工場は大なり小なりの融資も受けており、工場設立後その多くは2.3年位しか経っていなかったのである。

農協から融資を受けて設立された工場は農協工場と呼ばれていて、これらの工場は大型工場の進出によって借金の返済が出来なくなっていた。現在（昭和43年）でも工場は残っているが、操業していない工場は借金を返せないでいる。なかには操業しているものもあるが、こういう製糖場は個人が買取っているものであるから固定負債という問題は既に解決されている（注4）。

既存の製糖工場では製糖資本の進出によって以上のような問題が生じたのである。

表-10は製糖会社の原料処理量の推移をみたものであるが、又それは既存の製糖場から大型製糖工場への転換の過程を示しているものでもある。

昭和30（1955）年にはさとうきび総生産量の僅かに4.3%が会社経営の大型製糖工場にまわされていたに過ぎなかったし、しかもこの段階では大型工場も黒糖（含蜜糖）を製造していたのである。36年になると64.9%へと大きく伸びるが、また黒糖の生産も若干みられた。42（1967）年になると大型工場の原料処理量はさらに増え92.4%に達するに到った。しかもこの分はすべて分蜜糖の製造にまわされたものである。残り僅かに10%たらずのさとうきびが以前からの製糖場にまわされ黒糖が製造されるというように変わってしまったのである。

昭和39（1964）年に大型製糖工場の原料処理量が90%近くになっており、ほぼこの時点で農工分離の過程は終わったといえよう。

6. おわりに

はじめに述べたように本稿は1969年の論考を元にしたもので、大筋として変わったものとはなっていない。ただし明治初期の混乱乃至衰退から20年代の回復期について、その歴史的な背景、乃至経済的な要因等に関する説明を若干補足したこと、並びに全体を通じて文章の煩雑さや誤り等をなくするように努めたつもりである。

筆者は明治初期（明治元年=1868年）から昭和40年代初期（昭和43年=1968年）の100年間における奄美地域の糖業の盛衰を概観することを通じて、藩政時代の糖業の如何なるものであったかについて関心

表-8 昭和31-32年期製糖所施設

Table 8. Sugar Plants and Assistance, 1951 to 1952

| 市町村 | 100吨 | 50吨 | 30吨 | 15吨 | 10吨未満 | 計 | 水力 | 畜力 |
|-------|------|-----|-----|-----|-------|---|----|-----|
| 名瀬市 | | | | ④ | 6 | ④ | 7 | 5 |
| 大和村 | | | | | ① | ① | | |
| 宇検村 | | | | ① | 5 | ① | 0 | 26 |
| 瀬戸内町 | | | | ⑥ | 7 | ⑦ | 8 | 0 |
| 住用村 | | | | | ① | ① | 5 | 48 |
| 竜郷村 | | | ① | ③ | 6 | ④ | 9 | 1 |
| 笠利村 | | | | ⑦ | 29 | ⑦ | 6 | 12 |
| 本島計 | | | ① | 21 | ② | ② | 0 | 3 |
| 喜界町 | | | ② | ⑦ | 158 | ⑨ | 35 | 95 |
| 亀津町 | | | | ⑤ | 132 | ⑤ | 0 | 78 |
| 東天城村 | | | | ⑥ | 45 | ⑥ | 0 | 121 |
| 天城村 | | ① | | ⑤ | 16 | ⑥ | 1 | 1 |
| 伊仙村 | | ① | ① | ⑥ | 20 | ⑧ | 0 | 22 |
| 徳之島計 | | ② | ① | ② | 53 | ⑤ | 0 | 150 |
| 和泊町 | | | ② | ② | 134 | ④ | 1 | 294 |
| 知名町 | 1 | | ① | ② | 38 | ③ | 0 | 19 |
| 沖永良部計 | | | ③ | ④ | 1 | ⑦ | 0 | 8 |
| 与論村 | 1 | | ① | ④ | 69 | ⑤ | 0 | 27 |
| 合計 | | ② | ⑧ | ⑤ | 5 | ⑦ | 0 | 306 |
| | 1 | | 1 | | 498 | ⑦ | 36 | 800 |

（農林省奄美群島の糖業事情）

注 ○印は補助工場〔補助工場は所要額の1/2を国庫補助とし残り1/2は自己資金（融資を含む）で設立したものである。〕

表-9 補助工場
Table 9. Number of Sugar Plants (received assistance), 1948-1951

| 年次 | 工場能力 | 工場数 | 補助金額 | 摘要 |
|-------|-----------------|-----|-------------------------|---------------|
| 昭和28年 | 30 ^吨 | 6 | 13,320,000 ^円 | 復帰前後処理費から支出 |
| 29 | 50 | 2 | 10,500,000 | 奄美群島復興事業費から支出 |
| 〃 | 15 | 10 | 9,000,000 | 〃 |
| 30 | 30 | 2 | } 22,260,000 | 〃 |
| 〃 | 15 | 20 | | |
| 31 | 15 | 28 | } 26,400,000 | 〃 |
| 〃 | 10 | 2 | | |
| 合計 | | 70 | 81,480,000 | |

(農林省奄美群島の糖業事情)

注 15吨工場の設立費総額は約180万円、30吨工場440万円、50吨工場2,200万円と見積られている。補助金の交付対象は農協又は糖業小組合である。支庁の方針としては昭和32年度以降は製糖所設立に対し補助を行わないが、新式工場誘致のために復興事業費の枠内で融資をする予定である。

表-10 大型製糖工場による原料処理量の推移
Table 10. Raw Cane Production in Large Factory, 1949-1955

| 年次 | 昭和29年 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 甘蔗生産量 (トン) | 167,268 | 213,245 | 150,436 | 173,313 | 169,351 | 252,568 | 273,046 |
| 大型工場処理量 (トン) | 2,867 | 9,135 | 12,434 | 22,842 | 38,931 | 86,840 | 104,592 |
| 全上比率 (%) | 1.7 | 4.3 | 8.3 | 13.1 | 22.9 | 34.3 | 38.3 |
| 年次 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 |
| 甘蔗生産量 (トン) | 232,127 | 297,816 | 449,110 | 669,763 | 602,902 | 643,593 | 615,846 |
| 大型工場処理量 (トン) | 150,791 | 205,475 | 339,958 | 588,026 | 547,901 | 494,634 | 569,431 |
| 全上比率 (%) | 64.9 | 68.9 | 75.6 | 87.7 | 90.8 | 76.8 | 92.4 |

注 41年まで鹿児島県農政部特産課「南西諸島の糖業」
42年は鹿児島県農産課「さとうきびならびに甘しょ糖生産実績」による。

を持つに至った。その結果として論及したのが「奄美地域の糖業」(I)~(IV)である。

藩政時代に全国的規模に近い状態で展開された我が国の甘蔗糖業は今日沖縄県及び鹿児島県南西諸島に極限されてきており、その他の地域にみられるのは点的存在としてのものでしかない。他地域において甘蔗糖業が衰退・消滅していったなかで当該地域においてのみ存続発展しえた理由について本稿では詳論できなかったが、結論的には砂糖の消費形態の変化(含蜜糖⇌黒糖から分蜜糖⇌白砂糖への大きな

転換) 或は政策面でみられる地域指定による価格支持政策の有無ということなどが大きく影響していると考えられる。

本稿での考察を通じて結論的なことを若干述べておわりとしたい。黒糖は藩政時代に始まる食習慣のなかで或る一定程度の国内需要が存続してきていたので、藩政期における藩専売時代は別としてそれ以後昭和38年の粗糖自由化までは主食の米とは違って自由農産物として展開し、盛衰を繰返してきた。水田面積が少ない上に災害頻度の多い奄美地域では商

品作物としての選択の範囲は極限されていたので、消極的ながらも災害にたいして比較的抵抗力のある作物としてさとうきびの栽培は続けられてきたといえよう。明治期以降、製糖資本が登場するまでの間にみられる政策的な特徴は技術面・販売面に限られたものであって、そのことは日本本土側における自由農産物の商品化の場合と類似の過程を経てきたものといえよう。

製糖資本による大型製糖工場を中心とした糖業・農業構造が形成されたことにより栽培と製糖の主体が分離されるという、いわゆる農工分離がなされたことにより、栽培面積の飛躍的な増加がみられるようになった。また製糖会社の進出自体、当時我が国がおかれていた国際的・国内的な政治的経済的条件のもとで行なわれたものであったともいえよう。

文 献

- 1) 奄美史談・徳之島事情。奄美史談。p. 42-43, 名瀬市史編纂委員会, 名瀬 (1964)
- 2) _____。徳之島事情。p. 42
- 3) 萩原 茂: 奄美大島農地制度論。鹿大農学術報告, No. 25, 鹿大農学術報告, No. 25, p. 243-268 (1975)
- 4) 萩原 茂: 熊毛地域における糖業の発展 (III) 製糖資本進出後の糖業。鹿大農学術報告, No. 32, p. 229-239 (1982)
- 5) 萩原 茂: 奄美地域の糖業 (II) 藩政期における展開 (前編)。鹿大農学術報告, No. 36, p. 245-255 (1986)
- 6) 萩原 茂: 奄美地域の糖業 (IV) 藩政期における展開 (後編)。鹿大農学術報告, No. 39, p. 341-353 (1988)
- 7) 服部之総: 維新史の方法。p. 63-66, 理論社, 東京 (1954)
- 8) 樋口 弘: 日本糖業史。p. 185-187, 内外経済社, 東京 (1956)
- 9) 細野重雄編: 甜菜の経済的研究。p. 163, 農林省農業総合研究所研究叢書, No. 33 東京 (1953)
- 10) 泉 有平: 大正13年大島郡実久村調査 (1924)
- 11) 同 _____
- 12) 市川幸三: 奄美大島の黒糖。p. 169, 農林省農業総合研究所農業総合研究, No. 32 東京 (1954)
- 13) 鹿児島県大島支庁: 奄美大島 (群島) の概況
- 14) 鹿児島県勸業年報 (第3回)。p. 62, 明治14~15年 (1885)
- 15) 鹿児島県史第四巻。p. 402-403 (1943)
- 16) _____。p. 707-708
- 17) _____。p. 709
- 18) _____。p. 401
- 19) _____。p. 400
- 20) _____。p. 709-710
- 21) 鹿児島県立糖業試験場報告 No. 9 名瀬 (1921), 鹿児島県農業試験場: 記念誌大島支場80年のあゆみ。名瀬 (1982) 参照
- 22) 芳 即正: 調所広郷。p. 112-113, 吉川弘文館, 東京 (1987)
- 23) 慶 邦美: 大正5年度名瀬村農事調査 (1916)
- 24) 同 _____
- 25) 同 _____
- 26) 同 _____
- 27) 国際砂糖理事会編: 世界糖業の概観。p. 41, 日本精糖工業会, 東京 (1964)
- 28) _____。p. 57-58
- 29) 興 重勇: 昭和12年度三方村調査 (1937)
- 30) 同 _____
- 31) 同 _____
- 32) 南日本新聞。昭和34年3月13日付 (1959)
- 33) _____。昭和43年7月8日付 (1968)
- 34) 名瀬市誌 (上)。p. 85, 名瀬市誌編纂委員会, 名瀬 (1968)
- 35) _____。奄美史年表
- 36) 名瀬市誌 (中)。p. 51-55, 名瀬市誌編纂委員会, 名瀬 (1971) 参照
- 37) _____。p. 54-68 参照
- 38) _____。p. 68-81 //
- 39) _____。p. 82-84 //
- 40) _____。p. 85-90 //
- 41) _____。p. 88
- 42) 内務省: 大島郡ノ来歴。(1913)
- 43) 農業協同組合業務報告書・事業報告書 (昭和41年度)。(1967)
- 44) 中島常雄編: 日本食品産業発達史XVII, 食品。p. 157-158, 現代日本産業発達史研究会, 東京 (1967)
- 45) 農林省鹿児島統計調査事務所: 昭和42年度さとうきび生産費調査 (1968)
- 46) 農林省振興局: 奄美群島の糖業事情。p. 65 (1958)
- 47) _____。p. 68
- 48) _____。p. 79
- 49) 大島信用販売購買組合史。p. 3, 大島信用販売購買組合, 名瀬 (1938)
- 50) _____。p. 4, p. 22-23
- 51) 坂口徳太郎: 奄美大島史。p. 382-386, 鹿児島 (1921)
- 52) 笹森儀助: 鹿児島県大島郡ノ糖業。鹿児島県立図書館奄美分館, 名瀬 (1978・復刻) 参照
- 53) _____: 南島探験。日本庶民生活資料集成, vol. 1, 三一書房, 東京 (1968)
- 54) 土屋喬雄: 封建社会崩壊過程の研究。p. 466-470, 弘文堂, 東京 (1927) 参照
- 55) _____。p. 470
- 56) _____。p. 474-475
- 57) 徳 備: 昭和5年大和村甘蔗ノ調査 (1930)
- 58) 同 _____
- 59) 上野 好: 昭和6年度笠利村調査 (1931)
- 60) 海野福寿: 松方財政と地主制の形成。日本歴史, No. 15, p. 19-118, 岩波書店, 東京 (1976) 参照

注

- 1) 文献34) は大山麟五郎「明治前期経済をめぐって——奄美経済における廃藩置県と民権運動——」
- 2) 文献42) は大山麟太郎「大島郡ノ来歴」解題。奄美郷土研究会報第11号 (1970) による。
- 3) 文献37) は桐野利彦「地勢地理概要」
- 4) 大島郡徳之島町経済課 (当時) 森 春雄氏より (1968年)

-
- 5) 鹿児島県特産課糖業係長 (当時) 巴 哲夫氏より
(1968年)
- 6) 大島郡瀬戸内町浜畑秀麿氏より (1972)

Summary

This paper is about the process of transition from the age of Meiji Restoration to the period when the establishment of manufacturing corporations was vigorously promoted in the Amami-islands. On the sugar industry at Amami-regions a few reports have been reported by the same author (I -IV). Hence this is a sort of continuation of those studies.

A partial of consequence of this study is as in the following. It was due to food habit that the demand for sugar (mascovad) had been maintained to a certain degree untill the liberalization of the import of crude sugar was performed.

Among the staple food, sugar-cane deffer from the rice in the point that the former belongs to a free crop. It is well-known that he paddy field has been quite scarce in Amami-region, adding to this, disasters occur frequently there.

Therefore the range of choice of the crops for sale could not help becoming extremely narrow and restricted. As a natural consequence of this state of affairs, it was rather unwillingly that the cultivation of the sugar-cane which had a power of resistance aganinst disaster was chosen by the farmers. However, the agricultural structure of those districts were transformed qualitatively by the promotion of sugar manufacturings, i. e, by the inevitable transformation of the agriculture brought forth through the integration of it by industrial corporations.

The subject of the growing of sugar-caness and those of the manufacturing of them became separated, consequently the increasing of the growing area of sugar-caness and the forfeiture of the right of choosing the kind of cultivating crops out of the farmers occurred, extensively and simultaneously.

Another side of this affair, namely, the vigorous promotion of the sugar manufacturing corporations was a matter carried out in accordance with the international and internal conditions (political, economical and soon) in those times.